指定する区域

平成二十四年七月十七日

福島県告示第三百五十七号

目

次

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、

休日の翌日

告 示

○患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 ○土壌汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件

告 示

害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をし なければならない区域を次のとおり指定する。 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、 特定有

福島県知 事 佐 藤 雄

平

害物質(土壌汚染対策法第二条に規定する特定有害物質をいう。 は土壌含有量基準 (平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。)又指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則 一本松市住吉五番一の一 壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 (同条第二項の基準をいう。以下同じ。) に適合していない特定有 部、 七番一の一部及び二百六番の一部 以下同じ。 の種類

水・大気環境課

福島県告示第三百五十八号

2

壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

平成二十四年七月十七日家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第十三条第一項の規定により、

盟 盟

病	ヨーネ	病名
	牛	畜種
	疑似患畜	患畜の区分
	一頭	発見頭数
	岩瀬郡	発見の場所
月五日	平成二四年	発見年月日
	再検査	摘要

福島県知

事 佐

藤

雄 平

畜 産 課

【定価 1 箇月 3,390円】 再生紙を使用しています。

発行者 福 島 印刷所 株式会社 第 印 긺